

那須塩原市開発行為の許可の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）の規定に基づき、開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する開発行為の規模)

第2条 令第19条第1項ただし書の規定により条例で定める都市計画区域内における開発行為の規模は、1,000平方メートルとする。

(技術的細目に定められた制限の緩和)

第3条 法第33条第3項の規定により条例で定める令第25条第6号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、10,000平方メートルとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に提出された開発行為の許可の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

(那須塩原市手数料条例の一部改正)

3 那須塩原市手数料条例（平成17年那須塩原市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2都市計画法第29条に基づく開発行為の許可申請に対する審査手数料（以下「開発許可申請審査手数料」という。）の項中「

」を「
3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 43, 000

1, 000 m²以上3, 000 m²未満 | 1 件につき | 22, 000
3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 43, 000

に、「

3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 65, 000
」を「

1, 000 m²以上3, 000 m²未満 | 1 件につき | 30, 000
3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 65, 000

に、「

3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 190, 000
」を「

1, 000 m²以上3, 000 m²未満 | 1 件につき | 130, 000
3, 000 m²以上6, 000 m²未満 | 1 件につき | 190, 000

」に改める。